

定期健康診断等業務請負単価契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

関西光量子科学研究所 管理部庶務課

1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）関西光量子科学研究所が実施する、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等（特定業務健康診断を含む。）の仕様について定めたものである。

2. 対象者

関西光量子科学研究所（木津地区）に勤務する職員等

3. 実施期日等

- (1) 期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (2) 実施日：別途協議にて決定する。

【1】上期健康診断

令和8年6月～7月の間に実施する。

【2】下期健康診断

令和8年12月～令和9年1月の間に実施する。

*上期及び下期健康診断の実施時期については、電離放射線障害防止規則第56条に則り、6か月を超えない時期に実施すること。

4. 実施場所

QST 関西光量子科学研究所 木津地区

（〒619-0215 京都府木津川市梅美台八丁目1番地7）

ただし、実施日に受診できない者がいた場合には、受注者の施設等で実施できること。

5. 実施要綱

- (1) 健康診断は、受注者の責任のもとに行うものとする。
- (2) 受注者は、判定担当医師名をQSTに通知するものとする。
- (3) 実施内容

各検査項目の予定人数（概算）については、別紙①及び②を参照のこと。

- ① 一般健康診断（雇用時健康診断及び特定業務従事者健康診断等を含む）
- ② 情報機器作業健康診断
- ③ 電離放射線健康診断
- ④ 有機溶剤健康診断
- ⑤ 特定化学物質健康診断
- ⑥ レーザー業務従事者眼科検診
- ⑦ 生活習慣病健康診断
- ⑧ 上期健康診断再検査

(4) 受診票について

健診の実施 2 週間前までに受診者名を記載した受診票（1 部）を担当者へ提出すること。その際に、事前に配布が必要な検査票、検体容器も同封しておくこと。（受診する職員の名簿は、4 週間前までに、QST から受注者に対して電子媒体（Excel）で送付する。）

6. 提出資料

(1) 受注者は、健診終了後 3 週間以内に次の報告書を提出すること。

① 定期健康診断等検査結果報告書

- イ) 個人結果表・・・1 部
- ロ) 検査結果報告書・・・・・・2 部
- ハ) データ媒体(CD)・・・・・・2 枚（QST 指定書式）

② 以下の検査結果報告書・・・各 1 部

- イ) 特定業務従事者健康診断
- ロ) 電離放射線健康診断
- ハ) 有機溶剤健康診断

二) 特定化学物質健康診断

A) 健康診断結果（データ媒体 CD-R）

I. CSV 形式

QST 仕様の健康管理システム対応すること。内容については受注者に別途通知する。テストデータを作成し、健診開始前までに QST 側で健康管理システムにデータ登録できることを確認すること。
なお CSV 形式に関する調整費用は受注者が負担すること。

II. EXCEL 形式

属性、検査結果（判定含む）、問診結果（全項目及びメタボリック シンドロームの判定結果等）を含めること。

III. XML 形式

定期健康診断結果の特定健康診査の対象者について作成すること。

IV. 保健情報システムによる健診結果データの管理や健康管理が可能であること。

B) 報告書類

I. 健診結果報告書（個人用、事業所控え用）

健診結果は経年表記にすること。

個人結果表に精検受診勧奨をコメントし、要精検・要医療者には案内書類を同封すること。

- II. 所見別一覧表
- III. 検査結果報告
- IV. 労働基準監督署提出用結果報告書有所見人数及び医師の指示人数に該当する名簿を添付すること。
- V. 労災 2 次健康診断対象者リスト
事業所用の提出書類は、五十音にてまとめること。

(2) その他 QST が必要とする書類 詳細は別途協議。

7. 人員、機材等

検診業務人員（受付を含む。）、必要器具及び資材は全て受注者の責任と負担において準備し、検診に支障のないようにすること。ただし、検診に必要とする電力、会議室について無償にて使用することができるものとする。

8. 検 査

第 6 項で定める提出書類の完納及び本仕様書に定める業務が実施されたと QST が認めたことをもって検査合格とする。

9. 特記事項

- (1) 仕様書に記載のない事項及び詳細については、双方協議の上、その決定に従うものとする。QST の都合により、日程、健診項目の変更等が必要になった場合、迅速に対応することとする。
- (2) 数量は、予定数であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申立てないこと。
- (3) 各期の健康診断において、重複する検査項目は省略すること。
- (4) 原子力健康保険組合が実施する、がん検診（大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、胃がんリスク、子宮頸がん検診）及び 37 歳以下を対象とした生活習慣病検診は本契約と併せて実施すること。ただし、その費用については、原子力健康保険組合に請求すること。
- (5) 受注者は、人事名簿及び健康診断データ等の個人情報については、個人情報保護法を遵守し、取り扱うこと。また、個人情報の取扱いに当たって疑惑が生じた場合等に行う、QST の確認又は調査について、誠実に対応すること。
(個人情報の取扱い)
 - ① QST が提供した受診者名簿等の個人情報データについては、業務終了後、速やかに処分すること。
 - ② 受注者が作成した健康診断データについては、法令で定められた保管期間満了後、適切に処分すること。
- (6) 受注者は、業務の実施に当たり、当該作業の安全確保を維持するため、安全関係法令及び QST の定める諸規則を遵守するものとし、QST が安全確保のための指示を

行ったときは、その指示に従うものとする。

- (7) 厚生労働省の通達（基発 0304 第 3 号令和 2 年 3 月 4 日付）「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」に基づく「作業条件の簡易な調査における問診票」の取扱いは、双方協議の上行う。

以 上

上期健康診断

(単位:名)

項目	予定数	
一般健康診断（雇用時健康診断及び特定業務従事者健康診断を含む）		
医師の診察・既往歴調査	120	
身長・体重・BMI	120	
腹囲測定	120	
尿検査(糖・蛋白・潜血)	120	
遠方視力検査(5m)	120	
血圧測定	120	
聴力測定(オージオメータ)	120	
胸部X線検査(直接撮影)	120	
心電図検査	120	
血液検査	貧血検査 赤血球数・血色素量・ヘマトクリット	120
	血中脂質検査 LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪	120
	肝機能検査 GOT・GPT・γ-GTP	120
	腎機能検査 尿素窒素・尿酸・クレアチニン・推算糸球体濾過量	120
	糖尿病検査 HbA1c・血糖値	120
	その他 白血球・血小板	120
特殊健康診断		
情報機器作業健康診断	/	
近方視力検査(50cm)	50	
電離放射線健康診断		
医師の診察(被ばく歴調査等、自他覚症状の有無、白内障に関する目の検査、皮膚の検査)	50	
血液検査(白血球数・白血球百分率・赤血球数・血色素量又はヘマトクリット)	50	
有機溶剤健康診断(取扱物質に応じた検査)		
医師の診察・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状、簡易な作業条件)	50	
特定化学物質健康診断(取扱物質に応じた検査)		
医師の診察・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状、簡易な作業条件)	10	
レーザー業務従事者眼科検診		
医師の診察・既往歴および業務歴調査	50	
眼底検査(無散瞳カメラ・両眼)	50	
遠方視力検査(5m)	50	
生活習慣病健康診断(一般健康診断と重複する検査項目はその結果を代用する)		
医師の診察・既往歴調査	*	
身長・体重・BMI	*	
尿検査(糖・蛋白・尿潜血)	*	
血圧測定	*	
血液検査	貧血検査 赤血球数・血色素量・ヘマトクリット	*
	血中脂質検査 LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪	*
	肝機能検査 GOT・GPT・γ-GTP	*
	腎機能検査 尿素窒素・尿酸・クレアチニン・推算糸球体濾過量	*
	糖尿病検査 HbA1c・血糖値	*
	その他 白血球・血小板	*
眼底検査(無散瞳カメラ・両眼)	80	
腹部超音波検査	80	

下期健康診断

(単位:名)

項目		数量
特定業務従事者健康診断		
医師の診察・既往歴調査		50
身長・体重・BMI		50
腹囲測定		50
尿検査(糖・蛋白)		50
血圧測定		50
聴力測定(会話法)		50
血液検査	貧血検査	赤血球数・血色素量・ヘマトクリット
	血中脂質検査	LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪
	肝機能検査	GOT・GPT・γ-GTP
	腎機能検査	尿素窒素・尿酸・クレアチニン・推算糸球体濾過量
	糖尿病検査	HbA1c・血糖値
	その他	白血球・血小板
特殊健康診断		
電離放射線健康診断		
医師の診察(被ばく歴調査等、自他覚症状の有無、白内障に関する目の検査、皮膚の検査)		50
血液検査(白血球数・白血球百分率・赤血球数・血色素量又はヘマトクリット)		50
有機溶剤健康診断(取扱物質に応じた検査)		
医師の診察・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状、簡易な作業条件)		50
特定化学物質健康診断(取扱物質に応じた検査)		
医師の診察・問診(業務歴、既往歴、自他覚症状、簡易な作業条件)		10
上期健康診断再検査(上記健康診断と重複する検査項目はその結果を代用する)		
医師の診察・既往歴調査		80
身長・体重・BMI		80
腹囲測定		80
血圧測定		80
血液検査	貧血検査	赤血球数・血色素量・ヘマトクリット
	血中脂質検査	LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪
	肝機能検査	GOT・GPT・γ-GTP
	腎機能検査	尿素窒素・尿酸・クレアチニン・推算糸球体濾過量
	糖尿病検査	HbA1c・血糖値
	その他	白血球・血小板